

2026年4月1日

保有個人データ等の開示等のご請求方法について

野村アセットマネジメント株式会社

1. 開示等のご請求のお申し出先

開示等のご請求は書面にてお願いいたします。ご請求の際は、所定の申請書および必要書類(2. ご提出いただく書面をご参照ください。)を、以下の宛先までご郵送ください。

〒135-0061 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

野村アセットマネジメント株式会社

リーガル・コンプライアンス部 個人情報相談窓口

電話：03-6387-4066

月曜日～金曜日 9:00～11:30 12:30～17:00

(ただし、国民の祝日、年末年始を除く。)

※「開示等のご請求」とは、個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)に基づく保有個人データまたは第三者提供記録(以下「保有個人データ等」といいます。)にかかる本人またはその代理人からの請求をいいます。

- ・利用目的の通知(法32条2項)
- ・開示(法33条1項、5項)
- ・内容の訂正・追加・削除(法34条1項)
- ・利用停止・消去(法35条1項)
- ・第三者提供の停止(法35条3項)
- ・利用停止・消去・第三者提供の停止(法35条5項)

2. ご提出いただく書面等

開示等のご請求を行われる場合には、次の書類を郵送によりご提出ください。

① 当社所定の「[保有個人データ等の開示等に係る申請書](#)」

② 次に掲げる本人確認のための書類

イ. 本人によるご請求の場合

- ・ 発行から6ヵ月以内の原本またはコピー
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・ 有効期間内の原本のコピー
健康保険の資格確認書(各種)、個人番号カード(個人番号が記載された

面は送付しないでください。)、運転免許証、住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、福祉手帳(各種)、旅券(パスポート)、国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)、在留カード、特別永住者証明書

ロ. 代理人によるご請求の場合

(未成年者・成年被後見人の法定代理人(以下「法定代理人」といいます。)の場合)

発行から3ヵ月以内の法定代理人の資格証明書、発行から6ヵ月以内の戸籍謄本・抄本または住民票の写し等の本人との関係がわかる書類、および、法定代理人にかかるイの本人確認書類

(任意代理人の場合)

本人またはその法定代理人作成の委任状(実印押印)および印鑑登録証明書、ならびに、任意代理人にかかるイの本人確認書類

- ③ 請求等の内容が、利用目的の通知(法32条2項)または開示(法33条1項、5項)の場合には、1,100円(税込)分の郵便切手(3.手数料等をご参照ください。)

3. 手数料

請求等の内容が、利用目的の通知(法32条2項)または開示(法33条1項、5項)の場合には、手数料として、1回の申請につき1,100円(税込)分の郵便切手を、申請書とともにお送りください。

請求等の内容が、内容の訂正・追加・削除(法34条1項)、利用停止・消去(法35条1項)、第三者提供の停止(法35条3項)、および、利用停止・消去・第三者提供の停止(法35条5項)の場合には、手数料はかかりません。

なお、請求等の内容が、利用目的の通知(法32条2項)または開示(法33条1項、5項)の場合の手数料については、当社が保有する保有個人データ等に該当するものがない場合、または、当社が開示等を行わない決定をした場合であっても、返還いたしません。

4. 開示等のご請求の対象となる保有個人データ等

氏名・住所・電話番号・生年月日・第三者提供記録等

5. 開示等のご請求に関して取得した個人情報の利用目的

開示等のご請求に伴い取得することとなる個人情報は、開示等のご請求にかかる手続に必要な範囲内でのみ取り扱います。

6. ご回答方法

開示のご請求に対するご回答は、本人が指定した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付）により行います（申請者の記載住所宛に郵送いたします。）。

なお、法令の定めに基づき、開示等に応じることができない場合もございます（その場合はその旨ご回答いたします。）。

以上